

モルガン・スタンレー・
アジア・パシフィック・ファンド・インク

年次投資主総会招集通知及び
委任状勧誘参考資料
2018年6月21日

モルガン・スタンレー・アジアパシフィック・ファンド・インク
ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市
フィフス・アベニュー 522
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク 気付

年次投資主総会招集通知

投資主の皆様へ

モルガン・スタンレー・アジアパシフィック・ファンド・インク(「当ファンド」)の年次投資主総会(「本総会」)およびその継続会、または延会が下記の決議を目的として、2018年6月21日午前8時30分に、ニューヨーク州10036ニューヨーク市フィフス・アベニュー522 3階所在のモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク内3E会議室において開催されることをここにご通知申し上げます。

- 第1号議案 2021年の年次投資主総会まで、後任者が適法に選任され資格を有するまで、または本人の早期死亡、辞任、または法律もしくは当ファンド基本定款により定められた事由により本人が解任されるまでをその任期とする各取締役の選任の件
- 第2号議案 本総会またはその継続会もしくは延会に適法に提出されるその他の議題の審議に関する件

本総会に係る基準日である2018年4月6日の営業終了時の投資主名簿上の投資主のみが、本総会またはその継続会もしくは延会の招集通知を受領し、同会で議決する権利を有します。

メアリー・E・マリン
秘書役
2018年5月9日

同封の委任状用紙を速やかにご返信いただくことにより、定足数を確保するための追報を送る必要と出費を回避することができます。本総会にご本人がご出席不可能な場合は、必要定足数が本総会において表章されるよう、同封の委任状用紙にご署名の上、同封の封筒にてご返送下さい。

モルガン・スタンレー・アジア・パシフィック・ファンド・インク
ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市
フィフス・アベニュー 522
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク 気付

委任状勧誘参考資料

本委任状勧誘参考資料は、2018年6月21日に、ニューヨーク州10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー5223階において開催される年次投資主総会(「本総会」)に使用される取締役会による委任状の勧誘に関連し、モルガン・スタンレー・アジア・パシフィック・ファンド・インク(「当ファンド」)の取締役会(「取締役会」)より提供されている。年次投資主総会招集通知、委任状勧誘参考資料および委任状用紙は、まず2018年5月9日頃当ファンドの投資主(「投資主」)に宛て郵送される予定である。本総会の目的および審議される議題ならびに開始時刻については、同封の年次投資主総会招集通知に記載されている。

同封の委任状用紙が本総会における投票のために適法に署名され期限内に返送されてきた場合には、同委任状により委任された代理人は、表章される当ファンドの投資口(「投資口」)を委任状上の指図に従い投票する。投資主により適法に署名されているが、提出された委任状に投票に関する特段の記載がない場合には、投資口は年次投資主総会招集通知および本委任状勧誘参考資料に記載されている取締役候補者の選任に対し賛成票として投じられる。委任状の議決権行使に先立ち、当ファンド秘書役に対し委任状の撤回を書面にて通知するか、後日付の委任状に署名し、当ファンドの秘書役に対し交付(投票に間にあうように返信、受領された場合)すること、または本総会に出席し投票することにより、委任状を随時撤回することができる。本総会への出席自体により委任状を撤回することはできない。本総会において委任状を撤回するためには、投資主は後日付の委任状を提出するか、または本人が投票した上で委任状の撤回を要求しなければならない。投資口が登録ブローカーによってブローカー名義(ストリートネーム)で保有されている投資主で、本総会に出席し投票することを希望する投資主は、ブローカーから適法な委任状を入手した上で、それを本総会の投票検査官に提示しなければならない。

取締役会は、2018年4月6日の営業終了時を、本総会招集通知を受領し本総会またはその継続会もしくは延会において議決権を有する投資主を決定するための基準日として定めた。同日現在、当ファンドの発行済議決権付投資口数は、13,130,016口であった。

本総会の委任状勧誘に係る経費(主に印刷および郵送費用が含まれる。)は当ファンドが負担する。委任状の勧誘は郵送により行われるが、これは特別報酬を支払うことなく、当ファンド取締役、当ファンド役員または当ファンドの投資顧問会社および事務管理会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(「運用会社」)、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニーLLC(「モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー」)および/またはモルガン・スタンレー・スミス・バーニーLLCの役員および正規従業員を通じて、郵送、電話またはその他の方法による委任状の勧誘により補完されることがある。加えて、定足数に達するために必要な得票数が得られないと思われる場合には、当ファンド

はデラウェアの法人であるコンピュータシェア・インク(コンピュータシェア・ファンド・サービス部門を通じて運用される。)(「コンピュータシェア・ファンド・サービス」)を委任状勧誘者として採用することができる。現在、当ファンドの名義書換代理業務はコンピュータシェア・トラスト・カンパニー・エヌ・エイが行っている。

投資主の皆様からご請求のあった場合には、2017年12月31日に終了した会計年度にかかる年次報告書の写しを無料で差し上げます。年次報告書および/または半期報告書のご請求は、テキサス州77842-3170 カレッジ・ステーション 私書箱30170 コンピュータシェア・ファンド・サービス気付 モルガン・スタンレー・クローズド・エンド型ファンド モルガン・スタンレー・アジア・パシフィック・ファンド・インク宛書面にてご連絡下さるか、フリーダイヤル(800)231-2608までお電話下さるか、または運用会社のインターネット・ウェブサイトwww.morganstanley.com/imをご覧ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクが当ファンドの事務管理会社および運用会社として管理業務を提供しており、その業務上の住所は、ニューヨーク州10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー522である。ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは当ファンドの副事務管理会社として業務を行っており、その業務上の住所は、マサチューセッツ州02111-2101 ボストン市 リンカーン・ストリート1である。

当ファンド取締役会は、投資主の皆様が年次投資主総会招集通知および本委任状勧誘参考資料の第1号議案に記載されている当ファンドの取締役各候補者の選任に関し「賛成票」を投じるようお勧め致します。投資主の皆様の投票は重要です。所有する投資口数にかかわらず速やかに委任状用紙をご返送下さい。

取締役の選任に関する件 (第1号議案)

本総会において、投資主は以下の任期でかつ後任者が適法に選任され資格を有するまで在職する取締役として挙げられている下記の候補者の選任を審議するよう求められている。同封の委任状用紙に名前が記載された者は、投資主のために、任期が2021年までの第2組取締役としてナンシー・C・エヴァレット、マイケル・F・クラインおよびW・アレン・リードを選任するよう賛成投票するつもりである。

当ファンドの付属定款に基づき、取締役の任期は交替制である。取締役会は第1組、第2組、第3組と3つに組分けされており、その任期は通常それぞれ3年である。毎年1つの組の任期が終了する。当ファンドの取締役とその組分けは以下の通りである。

第1組取締役	第2組取締役*	第3組取締役
キャスリーン・A・デニス	ナンシー・C・エヴァレット	フランク・L・ポーマン
ジョセフ・J・カーンズ	マイケル・F・クライン	ジャッキー・L・ハウスラー
マイケル・E・ヌジェント	W・アレン・リード	マニュエル・H・ジョンソン
ファーガス・リード		パトリシア・マレスキ

* 本総会においては、現職の第2組取締役についてのみ、選任が審議される。

当ファンドの付属定款に基づき、各取締役はその任期が終了しかつ後任者が選任され資格を有するまで、または本人の早期死亡、辞任、または法律もしくは当ファンド基本定款により定められた事由により本人が解任されるまで、その職務にとどまる。

取締役会の構造および監督機能

取締役会のリーダーシップ構造は、取締役会会長を務める独立取締役と以下に記載する委員会をその特徴としている。会長は、当ファンド取締役会の議事日程の準備および取締役会において決議される問題に関連して取締役会に提示する情報の準備に関与する。会長はまた当ファンドのすべての取締役会の議長を務め、会議がない時はファンド経営陣の監督に関する事項の論議に関与する。

取締役会は、取締役、当ファンドおよび当ファンド投資主に対し重要性のあるすべての問題について、適時かつ効率的な判断を容易にするため、ならびに法律および規制上の要件を遵守し、当ファンドの活動および関連リスクを監督するため、委員会システムを利用し運営している。当ファンドの取締役会は、(1)監査委員会、(2)ガバナンス委員会、(3)コンプライアンス・保険委員会、(4)投資委員会、および(5)クローズド・エンド型ファンド委員会の5つの常設委員会を設立している。各委員会は独立取締役のみで構成されている。各委員会の憲章は、当ファンドの監督に関連したそれぞれの委員会の責任範囲を規定している。各委員会の責任(監督責任を含む。)は、下記「取締役会および委員会」の項に詳述されている。

当ファンドは、とりわけ投資リスク、コンプライアンス・リスク、運営・評価リスクを含む複数のリスクに曝されている。取締役会は、様々な取締役会活動およびその他委員会活動を通じた当ファンドの監督事項の一部として、これらのリスクを監視する。取締役会は、当ファンドのリスクに対応するために設計された方針および手続を採用し、定期的に見直している。さらに、適切な要員(当ファンドの最高コンプライアンス責任者、当ファンドの管理チームおよび会計チームのメンバー、当ファンドの独立公認会計事務所の代表者、当ファンドの財務役ならびにポートフォリオ管理に従事する要員、リスク管理に従事する要員、ならびに独立の評価サービスおよび仲介分析サービス提供者を含むが、これらに限定されない。)が、当ファンドの活動および関連リスクに関する報告を取締役会、および必要に応じて各委員会に対し定期的に行う。これらの報告には、とりわけ、四半期毎のパフォーマンス・レポート、四半期毎のリスクレポートおよび各資産区分に関連したリスク・チームのメンバーとの議論も含まれる。取締役会の委員会構造は、各々の委員会がこれらのリスクがファンド集合中のいくつか、またはすべてのファンドに対して有する潜在的な影響の異なる側面に注力し、それを取締役会に報告することを可能に

している。定例会の合間にも、当ファンドの役員は取締役会のリスク監視機能において例外的な重要事項について取締役と情報交換を行っている。取締役会は、当ファンドに影響を及ぼす可能性のあるリスクのすべてを確認することは不可能であること、および当ファンドに影響を及ぼす可能性のあるリスクのすべてを排除する手続および規制の開発は不可能であることを認識している。さらに、取締役会はその投資目的を達成させるため、当ファンドが特定のリスク(例えば投資リスク)を被ることが必要な場合があることを認識している。

取締役会または特定の委員会は、取締役会議がない時も、必要に応じて、当ファンドに関する報告を受領し、検討し、当ファンドの活動および関連リスクに関連した適切な関係者との議論に参与する。

取締役会および委員会

取締役会は1934年証券取引所法(改正済)(「1934年証券取引所法」)第3条(a)(58)(A)に従い、単独で指定された常設の監査委員会を設置している。監査委員会は、取締役会に対する当ファンドの独立公認会計事務所を選任または解任の勧告、独立公認会計事務所の職務(外部の専門家を任用する権限を含む。)の範囲内での事柄の調査の指図、監査契約における監査計画および監査結果についての独立公認会計事務所との検討、独立公認会計事務所およびその他の会計事務所により提供される専門的役務内容の事前承認、独立公認会計事務所の独立性の検討、監査および非監査報酬額の範囲の検討、当ファンドの内部統制システムの妥当性の検討、ならびに評価プロセスの検討の責任を負う。当ファンドは、本書に添付書類Aとして添付されている正式の書面による監査委員会憲章を採択した。

現在の監査委員会のメンバーは、ジャッキー・L・ハウスラー、ジョセフ・J・カーンズ、マイケル・F・クライン、パトリシア・マレスキおよびW・アレン・リードである。いずれの者も1940年投資会社法(改正済)(「1940年法」)に定義される「利害関係人」ではなく(かかる利害関係を有しない取締役を以下「独立取締役」)、またニューヨーク証券取引所の上場基準に定義される、当ファンドから「独立している者」である。現在は、ジョセフ・J・カーンズが監査委員会の委員長を務めている。

取締役会にはガバナンス委員会もある。ガバナンス委員会は、取締役会および取締役会の委員会において独立取締役として職務を遂行する適格な個人を特定し、独立取締役候補者としてかかる適格な個人を独立取締役による指名に推薦する。また、ガバナンス委員会は、取締役会の構成、手続および委員会に関して取締役会に助言を行い、当ファンドに適用される一連のコーポレート・ガバナンス規則を策定および取締役会に勧告し、コーポレート・ガバナンス事項ならびに取締役会および取締役会の委員会の方針ならびに手続を監督および勧告し、取締役会およびその委員会の定期的な評価を監視する。当ファンドは、本書に添付書類Bとして添付されている正式な書面によるガバナンス委員会憲章を採択した。取締役会の候補者および推薦された者、ならびに取締役会の構成、手続および委員会に関するガバナンス委員会の目標および責任を中心としたその詳細はガバナンス委員会憲章に記載されている。ガバナンス委員会の委員は、キャスリーン・A・デニス、マイケル・E・ヌジェントおよびファーガス・リードであり、いずれも独立取締役である。加えて、マイケル・E・ヌジェントはモルガン・スタンレーのファンドの会長として、定期的にその他委員会に出席することができる。ガバナンス委員会の現在の委員長はファーガス・リードである。

当ファンドには単独の推薦委員会はない。ガバナンス委員会が独立取締役として適格な候補者を推薦するが、次期独立取締役を指名する任務については、特定の独立取締役のみで構成される単独の委員会よりも、現在のすべての独立取締役の参加を要求することが重要であると取締役会は確信する。したがって、すべての独立取締役は各独立取締役が職務を遂行する当ファンドのための独立取締役候補者の選出および指名を共に行っている。独立取締役候補者としてガバナンス委員会により推薦された者は、当ファンドの業務および事業を運営および指図する取締役会の機能を向上させる(該当する場合には、その責務を遂行する、および/または法律、規則もしくはニューヨーク証券取引所の上場基準で定められた独立要件を充足する取締役会の委員会の機能を向上させることを含む。)ような経験、資質、特性、能力および多様性を備えているものとする。独立取締役は自身が認める人材から適当と思われる多数の適格な取締役会候補者を引続き特定することができることを期待する一方、独立取締役は投資主からの取締役会に対する推薦を検討する予定である。投資主から推薦する場合は下記「投資主からの通信文」に記載されている通り、独立取締役宛てに書面を送付しなければならない。

当ファンドの取締役会は、保険の付保範囲の検討ならびに当ファンドおよび取締役会のためのコンプライアンス機能の監視を行うコンプライアンス・保険委員会を設置した。コンプライアンス・保険委員会の委員は現在、フランク・L・ボーマン、ナンシー・C・エヴァレットおよびマニュエル・H・ジョンソンであり、いずれも独立取締役である。コンプライアンス・保険委員会の委員長はフランク・L・ボーマンである。

当ファンドには、当ファンドの資産運用投資プロセスの監視および当ファンドの運用実績の検討を行う投資委員会がある。投資委員会はまた、当ファンドの投資顧問運用契約および事務管理契約の承認または更新を取締役会に対して勧告する。いずれの独立取締役も投資委員会の委員である。投資委員会の委員長はマニュエル・H・ジョンソンである。

当ファンドの投資委員会には各々委員長を擁する3つの小委員会がある。各小委員会は主要な投資分野(持分証券、固定利付証券および代替的投資)に焦点を当てている。ファンド集合中、小委員会とその委員は以下の通りである。

- (1) 持分証券—W・アレン・リード(委員長)、フランク・L・ボーマン、ナンシー・C・エヴァレットおよびマイケル・E・ヌジェント
- (2) 固定利付証券—マイケル・F・クライン(委員長)およびファーガス・リード
- (3) 流動的・代替的投資—キャスリーン・A・デニス(委員長)、ジャッキー・L・ハウスラー、ジョセフ・J・カーンズおよびパトリシア・マレスキ

加えて、マニュエル・H・ジョンソンは当ファンドの投資委員会委員長として、小委員会に定期的に出席する。

取締役会は、クローズド・エンド型ファンド特有の事項を検討するためにクローズド・エンド型ファンド委員会を設立した。当ファンドのクローズド・エンド型ファンド委員会の委員はマイケル・E・ヌジェント、W・アレン・リードおよびファーガス・リードであり、それぞれ独立取締役である。クローズド・エンド型ファンド委員会の委員長はマイケル・E・ヌジェントである。

2017年12月31日に終了した会計年度中、取締役会は下記の通り各委員会を開催した。

	<u>開催回数</u>
取締役会	7回
<u>委員会／小委員会</u>	
監査委員会	4回
ガバナンス委員会	4回
コンプライアンス・保険委員会	4回
投資委員会	5回
持分証券小委員会	5回
固定利付証券小委員会	5回
流動的・代替的投資小委員会	6回
クローズド・エンド型ファンド委員会	4回

2017年12月31日に終了した会計年度中、現職の各取締役は各取締役が取締役会の役員であった期間中に開催された取締役会および属している委員会の開催総数の75%以上に出席した。年次投資主総会については、取締役は出席することはできるが、出席を要求されていない。昨年の年次投資主総会には、いずれの取締役も出席しなかった。

投資主からの通信文

投資主は取締役会に対して通信文を送付することができる。投資主は当ファンド取締役会に通信文を送りたい場合には、取締役会(または取締役個人)宛てに直接および／または通信文が取締役会(または取締役個人)に宛てたものであることを挨拶文に明記して当ファンド事務所または取締役各人の名前の下に記載された住所の取締役宛てに送付するものとする。この他当ファンドが受領した投資主からの通信文で取締役会宛てに直接送付されなかったものは、経営陣により検討され、通常返答され、通信文に記載された内容に応じ経営陣の裁量で取締役会に転送される。

取締役の各候補者は本委任状勧誘参考資料に名前が記載されること、および選任された場合には当ファンドの取締役としてその職務にあたることに同意している。取締役会には、上記の候補者が取締役として選任されることについて不都合が生じると信じる理由は見当たらない。しかし本総会前にその様な事態が発生した場合は、委任状に議決権行使の代理人として記載された者は取締役会が推薦する者に賛成投票する。

取締役および取締役候補者に関する情報

当ファンドは、企業財務、事業サービスまたは学術において優秀かつ経験豊富な取締役を求めている。特定の取締役が取締役として適格であり、それが継続していると判断するため、当ファンドの取締役会は種々の基準を設けたが、いずれの基準も切り離して用いられるものではない。各取締役の経験、資質、

特性または能力(下記に列記する事項を含む。)の精査に基づき、取締役会は各取締役を当ファンドの取締役として適格であると判断した。さらに、当ファンドの取締役会は、総じて、取締役はそれぞれ、当ファンドの統治を効率的に行い、投資主の利益を保護するために十分な、バランスのとれた多様な経験、資質、特性または能力を有していると考えている。当ファンドのガバナンス委員会および取締役会の推薦手順については「取締役会および委員会」の項に記載されている。

当ファンドの取締役、その年齢、住所、役職、在職期間および過去5年間の主な職歴およびその他関連する経歴は以下の通りである。

氏名、年齢 および住所	当ファンドに おける地位	在職期間*	過去5年間の主な役職 およびその他関連する経歴	ファンド集合中 監督している ポートフォリオ数	そ の 他 兼務する役職**
独立取締役					
フランク・L・ボーマン (Frank L. Bowman) (73才) ニューヨーク州 10112 ニューヨーク市 ロックフェラー・プラザ 30 パーキンス・コイエ LLP 気 付 独立取締役顧問	取締役	2006年8月より	ストラテジック・デシジョンズ LLC(コンサルタント)社長(2009年2 月より)。モルガン・スタンレーの各 種ファンド取締役または理事(2006 年8月より)。コンプライアンス・ 保険委員会委員長(2015年10月よ り)。元コンプライアンス・保険委 員会の保険小委員会委員長(2007年 ~2015年)。原子力エネルギー協会 (政策機関)総裁兼会長(2005年2月 ~2008年11月)。米国防軍および米 国エネルギー省原子力推進計画室長 を務めた8年間(1996年~2004年)を 含む38年間超の現役勤務を経て、米 国防軍を司令長官として退役。海軍 人事局長(1994年7月~1996年9 月)。政治軍事局局長として統幕事 務局に従事(1992年6月~1994年7 月)。名誉大英勲章第二位を受章。 フランス政府より国家功労勲章 オ フィシエを受章。ナショナル・アカ デミー・オブ・エンジニアリングに 選任(2009年)。	86	BP plc取締役。ナー バル・アンド・ ニューヨーク・テク ノロジーズ LLP取締 役。米国の軍YMCA名 誉総裁。米国防軍潜 水艦連盟総裁。国家 安全保障諮問評議会 米国防グローバル・エ ンゲージメント研究 所および海軍分析研 究所軍事諮問委員会 メンバー。フェアヘ ブ・ユナイテッ ド・メソジスト教会 理事およびその他各 種非営利組織代表。
キャスリーン・A・デニス (Kathleen A. Dennis) (64才) ニューヨーク州 10112 ニューヨーク市 ロックフェラー・プラザ 30 パーキンス・コイエ LLP 気 付 独立取締役顧問	取締役	2006年8月より	シダーウッド・アソシエイツ(投資 信託および投資運用コンサルタント 会社)社長(2006年7月より)。モル ガン・スタンレーの各種ファンド投 資委員会の流動的・代替的投資小委 員会委員長(2006年10月より)ならび に取締役または理事(2006年8月よ り)。元ビクトリー・キャピタル・ マネジメント シニア・マネージン グ・ディレクター(1993年~2006 年)。	86	各種非営利組織代表。

氏名、年齢 および住所	当ファンドに おける地位	在職期間*	過去5年間の主な役職 およびその他関連する経歴	ファンド集合中 監督している ポートフォリオ数	その他の 兼務する役職**
独立取締役					
ナンシー・C・エヴァレット† (Nancy C. Everett) (63才) ニューヨーク州 10112 ニューヨーク市 ロックフェラー・プラザ 30 パーキンス・コイエ LLP 気 付 独立取締役顧問	取締役	2015年1月 より	バージニア・コモンウェルス大学投 資会社の最高経営責任者(2015年11 月より)。OBIR LLC所有者(機関投資 運用コンサルティング会社)(2014年6 月より)。元ブラックロック・イン ク マネージング・ディレクター (2011年2月～2013年12月)。ゼネラ ル・モーターズ・アセット・マネジ メント(別名プロマーク・グローバ ル・アドバイザーズ・インク)最高 経営責任者(2005年6月～2010年5 月)。	88	元バージニア・コモ ンウェルス大学ス クール・オブ・ビジ ネス・ファンデー ション役員(2005年～ 2016年)。バージニ ア・コモンウェルス 大学評議会役員(2013 年～2015年)。エマー ジング・マーケッ ト・グロース・ファ ンド・インク取締役 会役員(2007年～2010 年)。パフォーマン ス・エクイティ・マ ネジメントLLC会長 (2006年～2010年)。 GMAMアブソルート・ リターン・ストラテ ジー・ファンドLLC 会長(2006年～2010 年)。
ジャッキー・L・ハウスラー (Jakki L. Haussler) (60才) ニューヨーク州 10112 ニューヨーク市 ロックフェラー・プラザ 30 パーキンス・コイエ LLP 気 付 独立取締役顧問	取締役	2015年1月 より	オーパス・キャピタル・グループ会 長兼最高経営責任者(1996年1月よ り)。元キャブベスト・ベン チャー・ファンドLP取締役(2000年 5月～2011年12月)。アデナ・ベン チャーズLPパートナー(1999年7月 ～2010年12月)。ザ・ヴィクト リー・ファンズ取締役(2005年2月 ～2008年7月)。	88	シンシナティ・ペ ル・インク取締役兼 監査委員会および報 酬委員会メンバー。 ノーザン・ケンタッ キー大学ファンデー ション取締役および 投資委員会メン バー。チェース法科 大学院取引法実習セ ンター評議会メン バー。ベスト・トラ ンスポート取締役。 チェース法科大学院 評議会議長。元シン シナティ大学ファン デーション投資委員 会メンバー。マイア ミ大学評議会メン バー(2008年～2011 年)。ヴィクトリー・ ファンズ理事(2005年 ～2008年)および投資 委員会委員長(2007年 ～2008年)兼サービス プロバイダー委員会 メンバー(2005年～ 2008年)。

氏名、年齢 および住所	当ファンドに おける地位	在職期間*	過去5年間の主な役職 およびその他関連する経歴	ファンド集合中 監督している ポートフォリオ数	その他 兼務する役職**
独立取締役					
マニユエル・H・ジョンソン 博士 (Dr. Manuel H. Johnson) (69才) ワシントンD.C. 20002 アイ・ストリート 220 NE200号室 ジョンソン・エスミック・イ ンターナショナル・インク 気付	取締役	1991年7月より	ジョンソン・エスミック・インター ナショナル・インク(コンサルティ ング事務所)シニア・パートナー。 モルガン・スタンレーの各種ファン ド投資委員会委員長(2006年10月よ り)ならびに取締役または理事(1991 年7月より)。国際的な経済委員会 であるグループ・オブ・セブン・カ ウンシル(G7C)共同議長および創設 者。元監査委員会委員長(1991年7 月～2006年9月)。元米国連邦準備 制度理事会副議長および元米国財務 省書記官補佐。	86	NVRインク(住宅建築) 取締役。
ジョセフ・J・カーンズ (Joseph J. Kearns) (75才) カリフォルニア州 90274-3712 ローリング・ヒルズ・ エステーツ ペニンシュラ・センター 46 E 385号室 カーンズ・アンド・アソシ エイツ LLC気付	取締役	1994年8月より	カーンズ・アンド・アソシエイツ LLC(投資コンサルティング)シニ ア・アドバイザー。モルガン・スタ ンレーの各種ファンド監査委員会委 員長(2006年10月より)ならびに取締 役または理事(1994年8月より)。元 モルガン・スタンレーの各種ファン ド監査委員会副委員長(2003年7月 ～2006年9月)および監査委員会委 員長(1994年8月より)。ジェイ・ ポール・ゲティエー基金最高財務責任 者。	87	2016年8月より前は エレクトロ・レン ト・コーポレーシ ョン(機器リース)取締 役。2013年12月31日 より前はザ・フォ ード・ファミリー・ ファンデーション理 事長。
マイケル・F・クライン [†] (Michael F. Klein) (59才) ニューヨーク州 10112 ニューヨーク市 ロックフェラー・プラザ 30 パーキンス・コイエ LLP気 付 独立取締役顧問	取締役	2006年8月より	エトス・キャピタルLLCマネージン グ・ディレクター(2000年3月よ り)。エトス・オルタナティブス・ マネジメントLLC共同社長(2004年1 月より)。エトス・キャピタルLLC共 同最高経営責任者(2013年8月よ り)。モルガン・スタンレーの各種 ファンド投資委員会の固定利付証券 小委員会委員長(2006年10月より)な らびに取締役または理事(2006年8 月より)。モルガン・スタンレー・ アンド・カンパニー・インクおよび モルガン・スタンレー・ディーン・ ウィッター・インベストメント・マ ネジメント元マネージング・ディレ クター、モルガン・スタンレーの各 種ファンド元社長(1998年6月～ 2000年3月)ならびにモルガン・ス タンレー・アンド・カンパニー・イ ンクおよびモルガン・スタンレー・ ディーン・ウィッター・インベスト メント・マネジメント各元プリンシ パル(1997年8月～1999年12月)。	86	エトス・キャピタル LLCが運用または出資 する投資ファンド数 社(登録投資法人約3 社)の取締役。サニ タイズドAGおよびサニ タイズド・マーケ ティングAG各取締役 (特殊化学製品)。

氏名・年齢 および住所	当ファンドに おける地位	在職期間*	過去5年間の主な役職 およびその他関連する経歴	ファンド集合中 監督している ポートフォリオ数	そ の 他 兼務する役職**
独立取締役					
パトリシア・マレスキ (Patricia Maleski) (58才) ニューヨーク州 10112 ニューヨーク市 ロックフェラー・プラザ 30 パーキンス・コイエ LLP 気 付 独立取締役顧問	取締役	2017年1月より	JPモルガン・アセット・マネジメン トのマネージング・ディレクター (2004年～2016年)。受託者責任およ び利益相反防止プログラムの監視お よび管理責任者(2015年～2016年)。 グローバル・アセット・マネジメン トの最高管理責任者(2013年～2015 年)。JPモルガン・ファンド社長 (2010年～2013年)、同最高総務責任 者(2004年～2013年)、同財務役およ び取締役会連絡役を含むその他各種 の役職(2001年より)。	88	なし。
マイケル・E・ヌジエント (Michael E. Nugent) (81才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522	取締役兼 取締役会会長	取締役会会長 (2006年7月よ り)兼取締役 (1991年7月よ り)	モルガン・スタンレーの各種ファン ド取締役会会長(2006年7月より)。 クローズド・エンド型ファンド委員 会委員長(2012年6月より)。モルガ ン・スタンレーの各種ファンド取締 役または理事(1991年7月より)。元 保険委員会委員長(2006年7月ま で)。トリンプ・キャピタルL.P.(民 間投資組合)ゼネラル・パートナー (1988年～2013年)。	86	なし。
W・アレン・リード† (W. Allen Reed) (71才) ニューヨーク州 10112 ニューヨーク市 ロックフェラー・プラザ 30 パーキンス・コイエ LLP 気 付 独立取締役顧問	取締役	2006年8月より	モルガン・スタンレーの各種ファン ド投資委員会の持分証券小委員会委 員長(2006年10月より)ならびに取締 役または理事(2006年8月より)。元 ゼネラル・モーターズ・アセット・ マネジメント社長兼最高経営責任 者。元GMトラスト・バンク会長兼最 高経営責任者および元ゼネラル・ モーターズ・コーポレーション法人 担当副社長(1994年8月～2005年12 月)。	87	レグ・メイソン・ インク 取締役。元 オーバーン大学ファ ンデーション理事長 (2010年～2015年)。
ファーガス・リード (Fergus Reid) (85才) ニューヨーク州 12564 ポーリング チャールス・コールマン・ ブルバード 85 ジョー・ビエトリカ・イン ク 気付	取締役	1992年6月より	ジョー・ビエトリカ・インク(射出 成形を行う会社)会長。モルガン・ スタンレーの各種ファンドガバナン ス委員会委員長ならびに取締役また は理事(1992年6月より)。	87	元JPモルガン・インベ ストメント・マネジ メント・インクが運 用するJPモルガン・ ファンド集合の投資 運用会社教社(登録投 資法人約172社)の理 事兼取締役(1987年～ 2012年)。

* 取締役がモルガン・スタンレーのファンドへの従事を開始した最初の年月である。各組の取締役の任期は通常3年である。

** 過去5年間に取締役が兼務した公開会社および登録投資会社における役職が含まれる。

† 本総会において選任が審議される取締役候補者である。

当ファンドの利害関係人でない取締役または取締役候補者、もしくはかかる者の親族のうち、いずれの者も運用会社の株式もしくは直接的または間接的に運用会社を管理する、または運用会社が管理するまたは運用会社と共同管理下にある会社の株式を所有していない。

当ファンドの執行役員、その年齢、住所、役職、在職期間および過去5年間の主な職歴は以下の通りである。

氏名、年齢および住所	登録上の地位	在職期間*	過去5年間の主な役職
執行役員			
ジョン・H・ガーノン (John H. Gernon) (54才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522	社長兼最高経営責任者	2013年9月より	ファンド集合中のエクイティおよび固定利付ファンド、およびモルガン・スタンレー・AIP・ファンドの社長兼最高経営責任者(2013年9月より)ならびにリキディティール・ファンドならびに各種マネーマーケット・ファンドの社長兼最高経営責任者(2014年5月より)。運用会社のマネージング・ディレクター、プロダクト部門責任者(2006年より)。
ティモシー・J・クニエリム (Timothy J. Knierim) (59才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522	最高コンプライアンス責任者	2016年12月より	運用会社および運用会社の各種関連会社マネージング・ディレクター。モルガン・スタンレーの各種ファンドおよび運用会社最高コンプライアンス責任者(2016年12月より)およびモルガン・スタンレーAIP GP LPの最高コンプライアンス責任者(2014年より)。運用会社の元マネージング・ディレクターおよび最高コンプライアンス副責任者(2014年~2016年)。ブルデンシヤル・インベストメント・マネジメント・インクの元最高コンプライアンス責任者(2007年~2014年)。
フランシス・J・スミス (Francis J. Smith) (52才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522	財務役兼最高財務責任者	2003年7月より 財務役、2002年9月より最高財務責任者	運用会社および運用会社の各種関連会社マネージング・ディレクター。モルガン・スタンレーの各種ファンド財務役(2003年7月より)兼最高財務責任者(2002年9月より)。
メアリー・E・マリン (Mary E. Mullin) (51才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522	秘書役	1999年6月より	運用会社マネージング・ディレクター。モルガン・スタンレーの各種ファンド秘書役(1999年6月より)。

氏名、年齢および住所	登録上の地位	在職期間*	過去5年間の主な役職
執行役員			
マイケル・J・キー (Michael J. Key) (39才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522	副社長	2017年6月より	ファンド集合中のエクイティおよび固定利付ファンド、リキディティ・ファンド、各種マネーマーケット・ファンドならびにモルガン・スタンレー・AIP・ファンドの副社長(2017年6月より)。運用会社エグゼクティブ・ディレクター。エクイティおよび固定利付ファンドの商品開発責任者(2013年8月より)。

* 役員がモルガン・スタンレーのファンドへの従事を開始した最初の年月である。各役員はその任期を1年とし、後任者が選任され資格を有するまで務める。

経歴、資格および特性 当ファンドの取締役会は、各取締役の経歴、資格および特性に基づき、各人が取締役として従事すべきであると判断した。以下は、かかる判断に至った、および／またはかかる判断の基となった情報の概要である。

ボーマン氏はファンド集合中の他の種々のファンドにおける取締役または理事として従事した前歴から、様々な事業および金融問題における経験を有しており、コンプライアンス・保険委員会委員長(および元コンプライアンス・保険委員会の保険小委員会委員長)、およびBP plc、ナバル・アンド・ニュークリア・テクノロジーズLLPの各取締役を務めている。ボーマン氏はまた、米国の軍YMCA名誉総裁および米国海軍潜水艦連盟総裁を務めている。同氏はまた、フェアヘブン・ユナイテッド・メソジスト教会理事である。ボーマン氏はまた、米国グローバル・エンゲージメント研究所の国家安全保障諮問評議会および海軍分析研究所軍事諮問委員会のメンバーである。ボーマン氏は米国海軍および米国エネルギー省の原子力推進計画室長を務めた8年間(1996年～2004年)を含む38年間超の現役勤務を経て、司令長官として米国海軍を退役した。さらに、ボーマン氏は米国海軍の人事局長を務め(1994年～1996年)、米国海軍の全労働力、職員、訓練および教育資源の設計および配置を行い、政治軍事局局長として統幕事務局に従事(1992年～1994年)していた。また、ボーマン氏は原子力エネルギー協会総裁兼会長を務めていた。ボーマン氏は名誉大英勲章第二位の爵位およびフランス政府より国家功労勲章 オフィシエを受章し、ナショナル・アカデミー・オブ・エンジニアリングに選任(2009年)されている。同氏はコンサルティング会社ストラテジック・デザインズLLCの社長を務めている。

デニス氏はファンド集合中の他の種々のファンドにおいて取締役または理事として従事していた期間を含み、金融サービス業界および関連分野において25年超の経験を有し、投資委員会の流動的・代替的投資小委員会委員長を務めている。デニス氏は、同氏の取締役会における勤続年数およびビクトリー・キャピタル・マネジメントのシニア・マネージング・ディレクターとしての前職に相応して、投資会社が運用に際して準拠すべき規制の枠組に関する強い知識を備えている。

エヴァレット氏は、金融サービス業界において、登録投資会社および登録投資運用会社における役職を含む35年超の経験を有している。GMAMアブソルート・リターン・ストラテジーズ・ファンドLLCおよびエマージング・マーケット・グロス・ファンド・インク等の他の登録ファンドの取締役会に従事することにより、エヴァレット氏は金融、会計、投資および規制分野において重要な経験を得た。エヴァレット氏はまた、公認フィナンシャル・アナリストである。

ホウスラー氏は、オーパス・キャピタル・グループの発展および成長に際した企業家および経営者としての経験を含め、金融サービス業界において30年超の経験を有しており、当ファンドの取締役会に有益な視点を提供する。オーパス・キャピタルにおける同氏の役職および複数のベンチャー・キャピタル・ファンドにおける取締役職その他を通じ、ホウスラー氏は会計原則および大企業の財務成績分析と取組む貴重な経験を得た。同氏は公認会計士(活動休止中)およびオハイオ州公認弁護士(活動休止中)である。

以前監査委員会委員長を務めていたファンド集合中の他の種々のファンドにおける取締役または理事としての在任期間に加え、ジョンソン博士は20年超にわたって複数企業の役員または取締役として従事していた。これら前歴にはグループ・オブ・セブン・カウンスル共同議長および創設者、NVRインク取締役、エバグリーン・エネルギー取締役、グリーンウィッチ・キャピタル・ホールディングス取締役を含む。同氏はまた米国連邦準備制度理事会副議長および米国財務省書記官補佐を務めていた。さらに、ジョンソン博士は7年間にわたり財務会計基準審議会を監督する財務会計財団会長を務めていた。

カーンズ氏は、ファンド集合中の他のファンドにおける取締役会の監査委員会における前歴(監査委員会委員長または副委員長として20年近く、およびジェイ・ポール・ゲティー基金最高財務責任者としての職務を含む。)を通じ、会計に関する幅広い経験を得た。同氏はまた、金融コンサルティング会社であるカーンズ・アンド・アソシエイツLLC社長および創設者の地位を通じて金融、会計、投資および規制問題における経験を有している。カーンズ氏は以前はエレクトロ・レント・コーポレーションおよびザ・フォード・ファミリー・ファンデーションの取締役も務めた。取締役会は、カーンズ氏を米国証券取引委員会(「SEC」)で定める「監査委員会財務専門家」に任命している。

モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インクおよびモルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・インベストメント・マネジメントにおけるマネージング・ディレクターおよびモルガン・スタンレー・インスティテューショナル・ファンドの社長および理事としての前歴を通じ、クライン氏は登録投資会社の経営および運営における経験を有しており、取締役会に対して経営データおよび投資アドバイスの提供が可能である。クライン氏はまた、現職のエトス・キャピタルLLCマネージング・ディレクターおよび共同最高経営責任者、エトス・アルターナティブス・マネジメントLLCの共同社長ならびにエトス・キャピタルLLCが運用または出資する投資ファンド数社の取締役の職を通じ、投資管理業界における幅広い経験を有している。さらに、同氏はファンド集合中の他のファンドにおける取締役としての前歴を有している。

マレスキ氏は金融サービス業界において30年超の経験を有しており、登録投資会社における幅広い経験を有している。マレスキ氏は、プライスウォーターハウス LLP(「PW」)の公認会計士として職務を開始し、PWにおける投資会社プラクティスのメンバーであった。バンク・オブ・ニューヨークに短期間勤務した後、マレスキ氏はピアポイント・グループにおいてJPモルガン・ファンドと、そしてその後JPモルガン・インベストメント・マネジメント・インクと関わりを持つようになった。2001年から2013年まで、マレスキ氏はJPモルガンのファンド集合の副社長および取締役会連絡役、財務役および最高財務責任者、最高総務責任者、そして最終的には社長および最高経営責任者に至るまで、徐々に責任の大きい役職に従事していった。2013年から2016年の期間は、マレスキ氏はJPモルガン・アセット・マネジメントの監視および管理におけるグローバル責任者として従事し、その後JPモルガン・チェースの受託者責任および利益相反防止プログラムの責任者を務めた。マレスキ氏は規制、会計、および評価に関連する事項に加えて、ファンドの管理および運営において幅広い経験を有している。

ヌジェント氏はファンド集合中の種々のファンドにおける取締役として20年超従事(モルガン・スタンレーのファンドにおける保険委員会委員長、クローズド・エンド型ファンド委員会委員長および会長を務めた時期を含む。)しており、金融、会計、投資および規制問題において幅広い経験を有している。ヌジェント氏はまた、トリンプ・キャピタルL.P.元ゼネラル・パートナーの経歴も有している。

W・アレン・リード氏は投資会社の取締役としての前歴を有し、アイシェアーズ・インクおよびファンド集合中の他のファンドにおける取締役または理事としての職務を通じて金融、会計、投資および規制問題における経験を有している。W・アレン・リード氏はレグ・メイソン・インク取締役、およびゼネラル・モーターズ・アセット・マネジメント社長兼最高経営責任者の前歴を通じて金融サービス業界における実質的な経験を得た。

ファーガス・リード氏はJPモルガン・ファンド集合中の投資運用会社数社の理事兼取締役、またファンド集合中の他のファンドの理事または取締役の職務を含み複数のミューチュアル・ファンドの取締役会に在籍していた。そのため、ファーガス・リード氏は金融、会計、投資および規制問題に経験を有し、取締役会に対して経営データおよび投資アドバイスの提供が可能である。

取締役の過去5年間またはそれ以前の主な役職およびその他関連する経歴については上記の表に記載されている。

以下の表は、当ファンドおよび運用会社または関連会社が運用し、投資運用および投資家向け業務を行う関係会社として投資家に提供する登録投資法人数社(当ファンドを含む。)(「投資法人集合」)における2017年12月31日現在の各取締役および各取締役候補者の投資口証券の所有時価範囲を示したものである。情報は各取締役および各取締役候補者より提供されたものである。以下の表における投資口の時価は2017年12月31日現在の関係するファンド投資口の市場価格に基づいたものである。

投資口証券の所有時価範囲

取締役の氏名	当ファンドの投資口 証券の所有時価範囲 (単位：米ドル)	投資法人集合中監督している または監督する予定の 全ファンドの投資口証券の 所有時価範囲 (単位：米ドル)
独立取締役		
ボーマン	0	100,000超
デニス	0	100,000超
エヴァレット	0	100,000超
ハウスラー	0	100,000超
ジョンソン	0	100,000超
カーンズ ⁽¹⁾	0	100,000超
クライン ⁽¹⁾	0	100,000超
マレスキ	0	50,001-100,000
ヌジェント	0	100,000超
W・アレン・リード ⁽¹⁾	10,001-50,000	100,000超
ファーガス・リード ⁽¹⁾	10,001-50,000	100,000超

(1) 繰延報酬制度に基づき選任時に取締役により繰延べられた報酬総額を含む。かかる繰延報酬は繰延会計に計上され、同制度のもとで投資対象として提供されているモルガン・スタンレーの各種ファンド(またはこれらのポートフォリオ)のうち1社または複数のファンドに投資するものとみなされる。

報酬

2018年1月1日より、取締役各人(取締役会会長を除く。)はモルガン・スタンレーのファンドにおける取締役としての役務に対して270,000米ドル(2018年1月1日より前は260,000米ドル)の年俸を受領する。

監査委員会委員長は80,000米ドルの追加の年間報酬を、ガバナンス委員会委員長は35,000米ドルの追加の年間報酬を、投資委員会委員長は50,000米ドルの追加の年間報酬を受領し、コンプライアンス・保険委員会委員長は60,000米ドルの追加の年間報酬を受領する。小委員会委員長は40,000米ドルの追加の年間報酬を受領する。取締役各人に支払われる報酬総額は、モルガン・スタンレーのファンドにより支払われ、各ファンドの関連純資産に基づき、モルガン・スタンレーの運用ファンド/間で比例按分される。マイケル・E・ヌジェントはモルガン・スタンレーのファンドにおける取締役会会長としての役務および取締役会に提供された管理業務に対して合計540,000米ドル(2018年1月1日より前は520,000米ドル)の年間報酬を受領する。

当ファンドはまた、かかる会議への出席に関して取締役が負担する出張費およびその他の費用を当該取締役に払戻す。

2004年4月1日から、当ファンドは繰延報酬制度を開始した。この制度により取締役各人は、取締役会における年間の役務に対して受領する報酬の全額または一部の支払いを繰延べることができる。資格

を有する取締役各人は通常、繰延報酬制度に基づき投資の選択肢として提供される1社または複数のモルガン・スタンレーのファンド(またはそのポートフォリオ)のトータル・リターンに等しい額のリターンを繰延金額に貸記することを選択することができる。取締役の選択で、一括払いかまたは5年間にわたり等額の年割賦で分配される。資格を有する取締役および受取人の繰延報酬制度に基づく保有金額に対する権利は保証されず、当該金額は当ファンドの債権者の請求対象となる。

2004年4月1日より前は、特定のモルガン・スタンレーのファンドには同様の繰延報酬制度(「旧繰延報酬制度」)があった。かかる制度においても独立取締役各人は、取締役会における年間の役務に対して受領した報酬の全額または一部の支払いを繰延べることができた。通常、繰延報酬制度が旧繰延報酬制度に取って代わり、現在、旧繰延報酬制度に基づくすべての未払金額は繰延報酬制度の条件が適用される(引続き旧繰延報酬制度の条件が適用される、2004年暦年中に支払われた金額を除く。)

以下の表は、会計年度末現在の当ファンドにより各取締役に支払われる報酬総額、ならびに2017年12月31日に終了した暦年中に運用会社が運用する全ファンドおよび運用会社が投資顧問を務める他の米国登録投資法人または運用会社の関連会社が投資顧問会社を務める投資法人(総称して「ファンド集合」といい、2017年12月31日現在、88社の投資法人から構成されている。)より各投資法人の取締役としての役務に対し各取締役に支払われる報酬総額である。ファンド費用の一部として生じた年金または退職給付金はなかった。

取締 役 の 氏 名	当ファンドからの 報酬総額 (単位：米ドル)	取締役に対する当ファンド およびファンド集合 からの報酬総額 ⁽²⁾ (単位：米ドル)
独立取締役⁽¹⁾		
ボーマン	541	320,000
デニス	500	300,000
エヴァレット	433	260,000
ハウスラー	433	260,000
ジョンソン	502	310,000
カーンズ ⁽²⁾	550	372,250
クライン ⁽²⁾⁽³⁾	500	300,000
マレスキ	433	260,000
ヌジェント	842	520,000
W・アレン・リード ⁽²⁾⁽³⁾	500	300,000
ファーガス・リード ⁽²⁾	491	323,500

(1) 当ファンド取締役としての役務ならびに当ファンド取締役会会長または委員会委員長もしくは小委員会委員長としての役務に対して支払われたすべての金額を含む。

(2) この欄に記載されている金額は、繰延報酬制度に基づき取締役が繰延べる前の2017年12月31日現在のファンド集

合における全ファンドにより支払われた報酬総額を示している。2017年12月31日現在、繰延報酬制度に基づきカーンズ氏、クライン氏、W・アレン・リード氏およびファーガス・リード氏のためにファンド集合全体で繰延べられた金額(利息を含む。)はそれぞれ631,794米ドル、1,237,064米ドル、2,553,212米ドルおよび1,135,431米ドルであった。ファンド集合の各ファンドの会計年度末は異なるため、この欄に記載されている金額は暦年ベースで表示されている。

- (3) 2017年12月31日に終了した会計年度において、クライン氏およびW・アレン・リード氏は当ファンドからの報酬の全額を繰延べた。

2003年12月31日まで、特定のモルガン・スタンレーのファンドのうち49ファンド(「採用ファンド」)が、退職手当制度を採用しており、それに基づき、当該ファンドのいずれかにおいて少なくとも5年以上独立理事/取締役として勤務した後に退職した独立理事/取締役(「適格理事/取締役」)は、定年に達した際に在職期間等の要件に基づき退職手当の支払いを受けていた。2003年12月31日付で、各適格理事/取締役の未払い退職金は凍結されたが、下記表に記載の各適格理事/取締役の定年到来時またはその後年率8%を付して支払われる。

下記の表は2017年12月31日に終了した暦年において発生した採用ファンドの独立取締役に対する退職手当および当該独立取締役の定年翌暦年の採用ファンドの退職手当の見積りを示している。退職手当制度に参加しているのは下記の取締役のみである。

独立取締役の氏名	ファンド費用として発生した 退職手当 (単位：米ドル)	定年にあたり予測される 年次退職手当 ⁽¹⁾ (単位：米ドル)
マニュエル・H・ジョンソン	39,763	57,237
マイケル・E・ヌジェント ⁽²⁾	(21,501)	51,193

(1) 退職手当制度に基づき発生した合計額は年率8%を付して定年後毎年、当該取締役の生涯にかけて支払われる。

(2) ヌジェント氏のファンド費用として発生した退職手当は、ヌジェント氏の退職日が延期され、その費用が繰延べられたため、マイナスとなっている。

取締役候補者の選任については、定足数が出席している総会において投票数の過半数の賛成投票が必要である。過半数の投票とは、候補者の選任に対して投じられた「賛成」票が「保留」票を上回ることを指す。当ファンドの基本定款に基づき、総会において議決権を有する投票の過半数を投票できる投資主本人またはその代理人の出席をもって定足数とする。「追加情報」を参照のこと。

当ファンド取締役会は、皆様が取締役各候補者の選任に関し「賛成票」を投じるようお勧め致します。

有価証券の実質的所有状況

当ファンド経営陣の知る限りにおいて、以下の者が2018年4月6日現在当ファンド発行済投資口の5%超を実質的に所有していた。かかる情報はSECに提出された、公的に入手可能な別表13Dおよび別表13G開示書類に基づいている。

実質的所有者の名称および住所	実質的所有の形態および額	種類における割合
シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・グループPLC 英国EC3V 0AS ロンドン グレースチャーチ・ストリート 77	単独議決権および単独処分権を有している投資口2,815,036口。 ⁽¹⁾	21.20%
ウェルス・ファーゴ・アンド・カンパニー カリフォルニア州94104 サンフランシスコ モンゴメリー・ストリート 420	共同議決権を有している投資口1,609,593口および共同処分権を有している投資口1,706,079口。 ⁽²⁾	12.55%
アミカ・ミューチュアル・インシュランス・カンパニー ロード・アイランド州02865 リンカーン アミカ・ウェイ 100	単独議決権および単独処分権を有している投資口1,607,413口。 ⁽³⁾	11.61%
1607キャピタル・パートナーズLLC バージニア州23219 リッチモンド サウス・サートィーンズ・ストリート 13 400号室	単独議決権および単独処分権を有している投資口1,201,359口。 ⁽⁴⁾	9.10%
イェール大学投資部 コネチカット州06511-2107 ニュー・ヘーベン プロスペクト・ストリート 230	単独議決権および単独処分権を有している投資口3,006,755口。 ⁽⁵⁾	8.30%
ラザード・アセット・マネジメントLLC ニューヨーク州10112 ニューヨーク市 ロックフェラー・プラザ 30	単独議決権および単独処分権を有している投資口990,761口。 ⁽⁶⁾	7.29%
ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団 ワシントン州98109 シアトル フィフス・アベニュー・ノース 500	共同議決権および共同処分権を有している投資口698,411口。 ⁽⁴⁾	5.30%

-
- (1) SECに2018年2月9日に提出された別表13G/Aに基づく。
 - (2) SECに2018年1月29日に提出された別表13G/Aに基づく。
 - (3) SECに2017年2月2日に提出された別表13Gに基づく。
 - (4) SECに2018年2月14日に提出された別表13G/Aに基づく。
 - (5) SECに2003年1月24日に提出された別表13G/Aに基づく。
 - (6) SECに2018年2月8日に提出された別表13G/Aに基づく。

2018年5月1日現在、当ファンドの役員および取締役がまとめて所有する当ファンド投資口総数は、当ファンド発行済投資口の1%未満であった。

第16条 (A) 実質的所有報告義務の遵守

1934年証券取引所法第16条(a)により、当ファンドの業務執行役員および取締役ならびに当ファンド投資口の10%超の実質的所有者は1934年証券取引所法第16条(a)に基づく一定書類の適時提出が要求されている。当ファンドに提供された所有に関するかかる報告書の写しを検討した限りでは、前会計年度中、当ファンドの役員、取締役および10%超の実質的所有者はいずれも適用のある提出義務をすべて遵守していたと当ファンドは考えている。

監査委員会報告および監査報酬

監査委員会報告

2017年6月13日から14日に開催された取締役会において、1940年法に定義される当ファンドの「利害関係人」ではない取締役の過半数を含めて、当ファンド監査委員会の推薦に基づき行為する当ファンド取締役会は、アーンスト・アンド・ヤングLLPを2018年12月31日に終了する会計年度のための当ファンドの独立公認会計事務所として選任した。当ファンド監査委員会は、書面による開示文書および米国公開会社会計監視委員会(PCAOB)の倫理および独立性規則第3526号により要求されている書状をアーンスト・アンド・ヤングLLPから受領し、また当ファンドに対する独立性についてアーンスト・アンド・ヤングLLPと議論した。当ファンドは、アーンスト・アンド・ヤングLLPの当ファンドにおける直接的または重要な間接的な財務上の利害関係を認識していない。

直近の会計年度の当ファンドの財務書類はアーンスト・アンド・ヤングLLPの監査を受けた。監査委員会は、当ファンドの経営陣と共に当ファンドの監査済財務書類について検討し、議論した。さらに監査委員会は、監査基準第61号(監査基準概要書 AU第380条)により議論するよう要求されている事項についてアーンスト・アンド・ヤングLLPと議論した。上述の検討および議論に基づき、監査委員会は取締役会に対し、直近に終了した会計年度の監査済財務書類が直近の投資主向年次報告書およびSECに提出した年次報告書に含まれるよう勧告した。

監査委員会委員長	ジョセフ・J・カーンズ
監査委員会委員	W・アレン・リード
監査委員会委員	マイケル・F・クライン
監査委員会委員	ジャッキー・L・ハウスラー

監査報酬

2017年12月31日および2016年12月31日に終了した会計年度に関する当ファンドの財務書類の年次監査に関連したアーンスト・アンド・ヤングLLPからの請求額総額は、2017年61,686米ドルおよび2016年58,844米ドルであった。

監査関連報酬

2017年12月31日および2016年12月31日に終了した会計年度に関する当ファンドの財務書類の年次監査に関連して、アーンスト・アンド・ヤングLLPから監査関連報酬は請求されていない。

課税報酬

2017年12月31日および2016年12月31日に終了した会計年度に関する当ファンドの税務コンプライアンス、税務アドバイスおよび税務対策に関連したアーンスト・アンド・ヤングLLPからの請求額総額は、2017年4,000米ドルおよび2016年3,500米ドルであった。これは当ファンドの連邦税、州税および地方税の納税申告書の検討に対して支払われる報酬である。

その他の報酬

2017年12月31日および2016年12月31日に終了した会計年度に関する当ファンドの上記以外のその他商品およびサービスに関連して、アーンスト・アンド・ヤングLLPから報酬は請求されていない。

監査委員会の事前承認

当ファンドの監査委員会は、当ファンドの独立監査人により当ファンドに提供されるすべての監査および非監査業務を検討および事前承認することを方針としている。監査委員会の監査・非監査業務の事前承認方針および手順（「監査事前承認方針」）は、当ファンドの監査委員会に対し、個別のサービス毎の判断を要することなく、一定のサービスを包括的に事前承認すること、または監査委員会もしくはその代理人が、かかるサービスを個別に事前承認することを要求している。監査事前承認方針に基づき、ある種のサービスが独立監査人により提供されるものである場合、包括的事前承認を受けている場合を除き、監査委員会による個別事前承認が必要となる。包括的事前承認を受けているサービスは、かかるサービスが事前承認された費用水準または予算額を上回る場合には、監査委員会による個別事前承認を要求されることがある。2017年12月31日に終了した会計年度に関してアーンスト・アンド・ヤングLLPが当ファンドに報酬を請求した上記のすべての監査、監査関連および税務サービスは、監査委員会による事前承認を受けている。

運用会社およびその関連会社により支払われた非監査報酬総額

アーンスト・アンド・ヤングLLPが、その他すべての業務に関して、運用会社および運用会社を管理する会社、または運用会社が管理する会社または運用会社と共同管理下にある会社に提供した専門的サービスに対して請求された報酬総額は、2017年12月31日に終了した会計年度11,610,913米ドル、および2016年12月31日に終了した会計年度9,044,479米ドルであった。

これらの報酬は、パフォーマンスの証明等のサービスに関連するものである。当該期間において監査基準書（SAS）第70号「サービス提供会社による取引の処理に関する報告書」に基づく報告書作成に関する監査関連報酬は発生していない。

当ファンドの監査委員会は、適用ある場合、非監査業務の提供および運用会社の関連会社へのサービス提供はアーンスト・アンド・ヤングLLPの独立性の維持に支障がないか否かにつき検討した。

アーンスト・アンド・ヤングLLPの代表者は会合への出席を予定していない。アーンスト・アンド・ヤングLLPは、希望する場合には意見を述べる機会を得ることができ、アーンスト・アンド・ヤングLLPの代表者はしかるべき問合せについては電話で対応する予定である。

追加情報

本書に記載ある議題以外に本総会に提出される議題はないとみているが、本総会の延会に関する問題を含め投資主の投票が必要なその他の議題が提出された場合は、同封の委任状用紙に名前が記載された者が当ファンドの利益において本人の最良の判断により投票する。議事進行に必要な定足数、または議案の可決もしくは否決に必要な投票数が本総会で得られなかった場合、代理人として指名された者は一層の議決権行使の勧誘のため、本総会について1度以上の延会を提案することができる。かかる延会には、本人または委任状による本総会出席者中、当ファンド投資口の過半数を保有する者からの賛成票を必要とする。本総会において定足数が満たされているが、当ファンドの議案を可決するための投票数が満たない場合には、委任状は、一層の議決権行使の勧誘のため、かかる議案に関連する総会について1度以上の延会に賛成として投票される。ただし、代理人として指名された者がかかる延会および一層の勧誘が合理的であり、投資主の利益となると判断した場合とする。当ファンドの定款に基づき、本総会の議長または当ファンドの役員は随時本総会を延会させる権限を有する。棄権票およびブローカー不投票がある場合には、投票総数として計上されることはなく、投票結果に影響を及ぼすこともない。

2019年年次投資主総会への投資主からの議案の提出

投資主が2019年に開催される当ファンド年次投資主総会に議案(取締役候補者に関するものを含む。)を提出する意向がある場合、かかる議案は当該総会に関する当ファンドの委任状勧誘参考資料および委任状用紙に加えるため、2019年1月10日までに当ファンドにより受領されなければならない。当ファンドの委任状勧誘参考資料に含めることなく、2019年に開催される当ファンド年次投資主総会に議案(取締役候補者に関するものを含む。)の提出を希望する投資主は、当ファンド付属定款により要求されている方法および形式に従って、2019年3月23日から2019年4月22日までの間に、当ファンドの秘書役宛てにかかる議案を書面にて通知しなければならない。当ファンドはかかる付属定款を希望する投資主に対して付属定款の写しを無料で提供する予定である。

当ファンドの付属定款を希望する場合は、ニューヨーク州10036、ニューヨーク市 フィフス・アベニュー522、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、19階法務部宛付当ファンド宛てに書面にて請求しなければならない。

メアリー・E・マリン

秘書役

2018年5月9日

本総会に出席しないが議決権を行使されたい投資主の方は、同封の委任状にご署名、日付ご記入の上、同封の封筒にてご返送下さい。

モルガン・スタンレーのファンドの
共通監査委員会憲章

2003年7月31日に採用され、
2007年2月20日、2009年2月24日、2010年6月17日、2011年6月6日、
2012年6月27日-28日、(インディア・インベストメント・ファンドに関しては2013年5月22日、
インディア・インベストメント・ファンドを除くすべてのモルガン・スタンレーの
ファンドに関しては) 2013年5月29日、2013年12月10日-11日、2014年5月28日-29日、
2015年6月9日-10日、2016年6月15日-16日、2017年6月13日-14日
および2017年9月27日-28日に改訂済み

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクおよびモルガン・スタンレーAIP GP LP (総称して「運用会社」) による助言を受け、運用されている、登録投資会社 (それぞれ、または総称して「ファンド」) (添付書類Aに記載の通りであるが、その時々により改訂される。) の取締役会/理事会 (総称して「取締役会」) は、取締役会の監査委員会 (「監査委員会」) のために、本憲章を採用し、承認した。⁽¹⁾

1. 監査委員会の構造および構成

1.01. 独立取締役および理事

監査委員会の各委員は独立の取締役または理事であることとする。各人は、(a) ニューヨーク証券取引所上場会社規程第303A.01項ならびに第303A.02(2)項および(3)項に定義される通り独立しており、(b) 1940年投資会社法 (改正済) 第2条(a)(19)に定義される「利害関係人」ではなく、かつ(c) いずれかのファンドまたはその投資顧問あるいは運用会社の関係者から、直接または間接を問わず、コンサルタント料、顧問料またはその他報酬 (取締役会または取締役会の委員会のメンバーとして従事することに対してファンドから受領する報酬を除く。) を受領していない場合、独立しているとみなされる。

監査委員会は、3名以上の取締役会のメンバーで構成される。

⁽¹⁾ 明瞭性および簡潔性の目的のみにおいて、本憲章は単一の委員会および単一の取締役会が存在するものとして作成されている。「委員会」、「取締役/理事」および「取締役会」は、文脈により別途解釈される場合を除き、各ファンドの委員会、取締役/理事および取締役会を指すものである。ただし、各ファンドの委員会、取締役/理事および取締役会は、個々に、関連するファンドの最善の利益のために行為する。

監査委員会には委員長を置くことができる。委員長またはその指名した者、もしくは監査委員会のメンバーが指名した者は、監査委員会の各会合において議題を設定し、議長を務め、また監査委員会に代わって、監査委員会がその時々決定するその他活動に従事する。監査委員会は、経営陣、内部監査人および独立監査人と定期的に個別の会合を持ち、その監督機能を行使する。監査委員会はまた、ファンドのリスク評価およびリスク管理に関する既存の方針について広く協議する。

監査委員会の委員長およびメンバーは、ファンドのガバナンス委員会により、取締役会と協議の上任命されるものとする。取締役会による年次の自己評価の一環として、監査委員会のメンバーは監査委員会のパフォーマンスを評価する。

1.02. 金融知識を有すること

監査委員会の各メンバーは、取締役会がその経営判断において解釈する「金融知識」を有することとする。

1.03. 監査委員会財務専門家

監査委員会は、監査委員会のメンバーの少なくとも1名を、N-SAR様式の概説、部分項目第102P3(b)(6)項および2002年サーベンス・オクスリー法（改正済）（「SOX法」）第407条に定義される意味における「監査委員会財務専門家」に定めるものとする。

2. 監査人の独立性

独立公認会計事務所は、1933年証券法に基づくレギュレーションS-Xならびに米国公開会社会計監視委員会（「PCAOB」）の倫理および独立性規則第3526号における独立要件すべてを満たしている場合にのみ、ファンドの監査人（「監査人」）として従事することができるが、法律で禁止されない、監査委員会が認める例外に服する。監査人は(i)1933年証券法に基づくレギュレーションS-Xのルール第2-01号ならびにPCAOBの倫理および独立性規則第3526号に沿った、監査人とファンド間の全関係性を記載した独立性を証明するものを、少なくとも年1回、監査委員会に対し提出し、(ii)かかる独立した会計士の客観性および独立性に影響を及ぼす可能性のある公開済みの関係性またはサービス（ファンドの他のサービス提供者との関係性またはそれらに対して提供するサービスを含む。）に関する、監査委員会との協議に積極的に参加する。

3. PCAOBへの登録

監査人はPCAOBに登録されていなければならない。

4. 規制措置

監査人は、政府機関による照会または調査の開始後速やかに、かかる照会または調査において掲げられた重要事項およびそれらに対応するためにとられた手段に関する情報を監査委員会に提供する。

5. 監査委員会の義務および権限

5.01. 監査委員会は以下の義務および権限を有する。

- 監査人の選定に関して取締役会に推挙すること。
- 監査人の業務を監督し、評価すること。
- 監査人に監査委員会への直接の報告を要求すること。
- 監査人がファンドに対して提供した監査業務および非監査業務に対する報酬を決定し、監査人によるかかるサービスの継続または終了を決定すること。
- ファンドに対し提供されたすべての監査、非監査および認証業務、ならびにSOX法および証券取引委員会（「SEC」）がSOX法に基づき公表する規則に基づき、ファンドの投資顧問もしくはファンド集合中の他の法人に提供された非監査業務を事前承認し、またはかかるサービスのいずれかの事前承認に際して、その方針および手順（別紙Aとして添付する。）を設定すること。ただし、かかる方針および手順は特定の業務に関する詳細なものであり、監査委員会のいずれかの責務を経営陣に委任するものではないが、事前承認権限（1934年証券取引所法により要求される各ファンドの年次監査に関するものを除く。）を1名または複数名のメンバーに委任することができるものとする。さらに、サービスの事前承認は、SECの規則において許容されている僅かな例外（取締役会の独立顧問が解釈する。）に従って省略することができる。
- 監査人が投資顧問およびファンド集合中の他の法人に提供する、事前承認されていないいずれのサービスも、監査人の独立性の維持に支障がないか否かを検討すること。
- 上記第2条に記載の監査人に適用される独立性の要件に関する証明書を検討し、監査人がかかる基準に基づき独立していることの確信を得ること。
- (a)重要な会計方針および実務、(b)会計または監査の手順、原則、実務、基準または財務報告のあらゆる変更、(c)一般に公正妥当と認められている会計原則における、監査人が経営陣と検討済みの財務情報の代替処理、かかる代替処理の利用または開示による

影響、および監査人が推奨する処理、(d) 監査人に関する直近の内部品質管理調査、PCAOBもしくは同業者による調査、または監査人が行った1件以上の独立監査に関する、過去5年間の政府機関もしくは専門機関による照会もしくは調査により提起された重要事項、および当該事項に対処するためにとられた手段、(e) マネジメント・レターまたは未調整差異の明細を含む、監査人および経営陣間のその他の書面による連絡、ならびに(f) ファンド集合中の非ファンドの法人に提供した、事前承認を得ていないすべての非監査業務および関連費用に関する、四半期毎の報告を監査委員会に対して行うことを監査人に要求すること。ただし、ファンドによるSECに対する財務書類の提出後90日以内にかかる報告が行われない場合には、監査人はあらゆる変更について更新情報を提供するものとする。

- 監査人と以下について検討し、議論すること。(a) 監査基準第16号およびPCAOBにより設定されたその他基準に基づき監査人が監査委員会に対して連絡することを要求されている事項（監査人が推奨するファンドの財務書類、またはその他監査結果の調整を含むが、これらに限定されない。）、(b) 監査の過程で直面したあらゆる問題または障害、ならびに(c) ファンドの財務成績および運用を精密に報告する上での重大なリスク分野。
- すべての主任監査責任者の交代要件に係る時期および手順を監査人と検討し、議論すること。
- 年次および特別監査の準備ならびにかかる監査の範囲の検討をファンドの独立監査人で行うこと。
- ファンドの監査済み財務書類および半期財務書類をファンドの経営陣と検討し、議論すること。
- クローズド・エンド型ファンドの年次財務書類の最終稿を検討し、経営陣および監査人と議論し、かかる財務書類の修正の有無にかかわらず、ファンドの年次報告書への掲載を推奨するかどうかを決定すること。
- ファンドの委任状勧誘参考資料に掲載することをSEC規則により求められている、監査委員会の推奨を含むすべての報告を準備し、検討し、提出せしめること。
- 顧問およびファンドの監査人により提示された、ファンドの財務書類に重大な影響を与える可能性のある法的事項および規制上の問題を検討すること。
- ファンドの会計および財務報告方針、実務および内部統制の質および妥当性ならびにそれらに対する経営陣の対応（経営陣または監査人による、会計方針または実務の変更に

関する提言がファンドに及ぼす影響を含むがこれに限定されない。)に関する監査人の意見を監査人と共に検討すること。

- ・ 最高経営責任者および最高財務責任者、または同等の職務を行う者からの以下に関する報告を受けること。(i)ファンドの内部統制の構成または運用において、ファンドの財務情報を記録、処理、集約および報告する能力に悪影響を及ぼすことのある重大な欠落、ならびに監査人のために識別した内部統制における重大な弱点、(ii)重大か否かを問わず、ファンドの経営陣またはファンドの内部統制において重要な役割を有するその他従業員が関わるあらゆる不正行為、ならびに(iii)かかる評価日以降におけるファンドの内部統制またはファンドの内部統制に重大な影響を及ぼすその他要因における重大な変更の有無(重大な欠落および重大な弱点に関する是正処置を含む)。
- ・ 会計、内部監査統制または監査事項に関する、ファンドまたはその関連会社の従業員および役員、またはその他懸念もしくは訴えを有する者による、秘密かつ匿名の告発、ならびにSOX法およびドッド=フランク・ウォール街改革・消費者保護法第922条の要件に基づく、かかる懸念事項の保全および対応に関連する記録の保存の手順を定めること。
- ・ 財務報告に関連するファンド経営陣およびファンドの監査人間の(a)意見の不一致、および/または(b)意見の不一致の解決法を監督すること。
- ・ 内部および外部顧問に対し、ファンドまたはファンドの代理人による証券法の重大違反もしくは信託義務違反、または類似の違反の証拠について監査委員会への報告を要求すること。
- ・ 監査委員会または取締役会が必要または適切であると判断する場合に、本監査委員会憲章、ファンドの基本定款、ファンドの信託宣言、ファンドの付属定款、または適用ある場合にはファンドのパートナーシップ契約および適用法令に矛盾しないその他職務を行うこと。
- ・ 取締役会に対し、監査委員会の活動報告を行い、必要に応じて一定の提言を行うこと。

5.02. 評価⁽²⁾に際し、監査委員会は以下の義務および権限を有する。

⁽²⁾ モルガン・スタンレー・インディア・インベストメント・ファンド・インクについては、全取締役会は監査委員会の評価の監督責任の権限委任を行わなかった。そのため、評価に関する本項は、モルガン・スタンレー・インディア・インベストメント・ファンド・インクにおいては憲章の一部とはみなされない。

- ・ その責務の遂行のため、評価過程および運用会社の評価手順（「評価手順」）に関する十分な知識を構築すること。
- ・ 運用会社またはその他顧問から提供された、評価および値付けに関する業界内の進展についての情報を検討すること。委員会は、ファンドの取締役会に対し、かかる検討に基づき、評価手順に関する提言を行うことができる。
- ・ 運用会社の定期評価委員会および運用会社の臨時評価委員会のすべての会合の活動報告を検討すること。
- ・ 評価手順に基づき行われた公正価値決定に関して、運用会社の評価委員会および運用会社の臨時評価委員会が提出した評価手順に記載のある報告書およびその他の情報を検討すること。委員会はファンドの取締役会に対し、かかる報告書に関する報告および提言を行う。
- ・ 評価手順の修正案を検討し、取締役会に対して提言すること。
- ・ 少なくとも年1回、ファンドの保有有価証券の評価に利用した評価手順および方法を見直すこと。
- ・ (a) 値付サービスおよび／もしくはファンドが利用する値付サービスが採用する方法の重大な変更、ならびに／または(b) かかる方法および／もしくは値付サービスについて生じた事項または重大な問題に関する、運用会社からの委員会に対する連絡を受けて検討を行うこと。
- ・ ファンドの純資産価額に重大な影響を及ぼすと運用会社が考える、評価に関する重大な問題についての運用会社からの報告を、監査委員会の次の会合までの間に監査委員会の委員長が受領するようにすること。

5.03. 独立顧問およびアドバイザーを雇用する権限

監査委員会は、(a) その職務遂行のために必要と判断する場合には、ファンドの独立取締役／理事の顧問となることもできる独立顧問、およびその他アドバイザーを雇用し、(b) 監査人、独立顧問およびその他アドバイザーの報酬の支払いのために、監査委員会が判断する適切な資金を提供することをファンドに要求する権限を有する。

5.04. 監査委員会の責任範囲

本監査委員会憲章に基づく責務を遂行する上で、監査委員会のメンバーがファンドの常勤者ではないことは確認されている。そのため、(a)「フィールド・ワーク」またはその他の類の監査もしくは会計レビューもしくは手続を行うこと、(b)監査を行うこと、または(c)経営陣の代理としてもしくは経営陣の責務を担う形で行為することは、監査委員会またはそのメンバーの義務または責務ではない。監査委員会の各メンバーは、(i)監査委員会が情報を受領する、ファンド内外の人物および組織の完全性、ならびに(ii)かかる人物または組織から監査委員会に提供される財務、評価およびその他情報の正確性について、相反する事実の認識がない場合にはこれらに依拠することができるが、かかる事実が認識された場合は速やかに取締役会に報告されるものとする。

ファンドの経営陣は適切な会計制度を維持することに責任を負う。監査人は各ファンドの財務書類の適切な監査を行う責任を負い、監査委員会に対して最終的な責任を有する。

6. 監査委員会の会合

監査委員会は、定期的に予定された取締役会、および監査委員会が適切とみなすその他の時々において、年4回以上個別に開催され、かかる会合では監査人によるファンドの財務書類の予定監査範囲の承認およびかかる監査後に行われる監査報告の検討も行われるものとする。監査委員会のメンバーは、電話会議またはその他類似の通信機器を用いて出席している全員が相互に聴取できる方法により監査委員会に出席することができる。

7. 監査委員会による暫定的活動

監査委員会は、その時々において、委員長またはその他指名された監査委員会のメンバーに対し、監査委員会または取締役会の次の会合までの間に、監査および評価に関連する事項（特に年次財務書類の承認を含むが、これに限定されない。）について暫定的に行為することを委任することができる。ただし、監査委員会もしくは取締役会が本憲章もしくは法律においてかかる行為を要求されていない、または本憲章もしくは法律に基づきかかる行為の委任を妨げられていないものとする。さらに、暫定的活動は監査委員会の書面による同意によっても行われることができる。委員長またはその指名した者による、同意または委任によらないその他すべての暫定的活動は、次の監査委員会の会合において、承認のため報告される。

8. 議事録、取締役会への報告

監査委員会はその会合の議事録を作成せしめ、保管するものとする。監査委員会はその活動、成果および提案を取締役に報告するものとする。

9. 憲章の見直し

監査委員会は本監査委員会憲章を少なくとも年1回見直し、取締役会に対しあらゆる変更を提案するものとする。本監査委員会憲章は、独立取締役／理事の過半数の承認をもって、取締役会によってのみ改訂することができる。

モルガン・スタンレーのファンドの
監査委員会による
監査・非監査業務の事前承認方針および手順

2004年7月23日に採用され、2016年6月15日および16日に改訂済み⁽³⁾

1. 原則の表明

取締役会の監査委員会は、独立監査人によるサービスが監査人のファンドからの独立性を損なわないことを確保するため、独立監査人がファンドおよび対象事業者に対して提供するすべての対象業務を審査し、その単独の裁量により、事前承認することを求められている。

SECは、監査委員会による独立監査人との契約の管理方法とともに、独立監査人がその監査依頼者に提供することのできないサービスの種類を明記する規則を発表した。SECの規則はサービスの事前承認について2種の異なるアプローチを定めており、SECはいずれも等しく有効に扱う。提案されたサービスは、監査委員会による個別のサービス毎の判断を要することなく事前承認（「包括的事前承認」）されるか、または監査委員会もしくはその代理人による個別の事前承認（「個別事前承認」）を要する。監査委員会は、本監査事前承認方針に記載のこれら2種のアプローチを併用することにより、独立監査人が行うサービスの事前承認に係る手順が効果的かつ効率的なものとなると考えている。本監査事前承認方針に記載の通り、ある種のサービスが独立監査人により提供されるものである場合、包括的事前承認を受けている場合を除き、監査委員会（または事前承認権限を授与されている監査委員会のメンバー）による個別事前承認が必要となる。事前承認された費用水準または予算額を上回るサービスの場合にも監査委員会による個別事前承認が必要となる。

本監査事前承認方針の付属書類は、監査委員会による包括的事前承認を受けた監査、監査関連、税務およびその他すべてのサービスを明記するものである。包括的事前承認の期限は、監査委員会が検討の上で異なる期限を定めて明記する場合を除き、事前承認の日から12ヶ月とする。監査委員会は、監査委員会からの個別事前承認を受けることなく独立監査人により提供される可能性のあるサービスを毎年検討し、事前承認を行う。監査委員会は、事後の決定に基づき、随時、包括的事前承認済みサービスのリストにつき追加または消去を行う。

⁽³⁾ 上記日付で採用された、この監査委員会による監査・非監査業務の事前承認方針および手順（「監査事前承認方針」）は、これまでその時々において採用されていたすべての版に優先し、代替するものである。

本監査事前承認方針の目的は、監査委員会の責務遂行のための方針および手順を設定することである。これは独立監査人により行われるサービスを事前承認する監査委員会の責務を経営陣に委譲するものではない。

ファンドの独立監査人は本監査事前承認方針を検討し、本監査事前承認方針の導入が独立監査人の独立性に悪影響を及ぼすものではないと考えている。

2. 委任

法律およびSEC規則に規定されている通り、監査委員会はいずれの種類の手前承認権限についても、1名または複数名のメンバーに委譲することができる。かかる権限を委譲されたメンバーは、情報提供のみを目的として、いかなる事前承認の決定も、監査委員会の予定されている次の会合において報告しなければならない。

3. 監査業務

年次監査業務の契約要件および費用は監査委員会の個別事前承認を要する。監査業務には、年次財務書類の監査およびファンドの財務書類に関する意見書を形成するために独立監査人が行うことが要求されるその他の手順を含む。その他の手順には、情報システムおよび手続監査、ならびに内部統制のシステムを理解および信頼するために行われたテスト、さらに監査に関連する協議を含む。監査委員会は、必要に応じて、監査範囲、ファンド構造またはその他事項の変更により生じた要件、条件および費用の変更を承認する。

監査委員会は、監査委員会により承認を受けた年次監査業務契約に加えて、独立監査人のみが合理的に提供可能な業務であるその他監査業務につき包括的事前承認を行うことができる。その他監査業務には、SECへの届出書（N-1A、N-2、N-3、N-4様式等）、SECに提出される定期報告およびその他書類、または債券発行に関連して作成されるその他書類に関連した法定監査およびサービスが含まれる場合がある。

監査委員会は、付属書類B.1に記載の監査業務を事前承認した。付属書類B.1に記載のないその他の監査業務はすべて監査委員会（または事前承認権限を授与されている監査委員会のメンバー）により個別に事前承認を受けなければならない。

4. 監査関連業務

監査関連業務は、ファンド財務書類の監査または検討の実施に合理的に関連する保証および関連業務であり、対象業務、対象事業者、または従前独立監査人が行っていた業務の範囲内のものをいう。監査委員会は、監査関連業務の提供は監査人の独立性を損ねるものではなく、監査人の独立性に関するSEC規則に則したものであると考えているため、監査委員会は監査関連業務に対して包括的事前承認を付与する。監

査関連業務には、とりわけ、「監査業務」に分類されない会計、財務報告または開示事項に関連した会計相談、規則制定当局による新規会計および財務報告ガイダンスの把握および導入に関連する補佐、財務、会計または規制上の報告事項に対応または適合させるために要求される会計および／または請求の記録に関連した、合意済みの、または拡張された監査手順、ならびにN-SAR様式および／またはN-CSR様式に基づく内部統制報告要件の補佐を含む。

監査委員会は、付属書類B. 2に記載の監査関連業務を事前承認した。付属書類B. 2に記載のないその他の監査関連業務はすべて監査委員会（または事前承認権限を授与されている監査委員会のメンバー）により個別に事前承認を受けなければならない。

5. 税務サービス

監査委員会は、それが対象業務または対象事業者の範囲内である場合において、税務コンプライアンス、税務対策および税務上の助言等の税務サービスを、独立監査人が監査人の独立性を損なうことなく、ファンドに対して提供することは可能であると考えており、SECは独立監査人がかかる業務を提供することができる」と表明している。

監査委員会は、前項に基づき、付属書類B. 3に記載の税務サービスを事前承認した。付属書類B. 3に記載の税務サービスはすべて監査委員会（または事前承認権限を授与されている監査委員会のメンバー）により個別に事前承認を受けなければならない。

6. その他すべての業務

監査委員会は、SEC規則において独立監査人による特定の非監査業務の提供が禁止されていることに基づき、その他の種類の非監査業務は容認されているものと考えている。したがって、監査委員会は、慣例的かつ反復的業務であると監査委員会が考え、その他すべての業務として分類された、これらの容認可能な非監査業務に対して包括的事前承認を付与することができ、それにより監査人の独立性は損なわれず、監査人の独立性に関するSEC規則にも則していると考えている。

監査委員会は、付属書類B. 4に記載のその他すべての業務を事前承認した。付属書類B. 4に記載のない、容認可能なその他すべての業務は監査委員会（または事前承認権限を授与されている監査委員会のメンバー）により個別に事前承認を受けなければならない。

7. 事前承認の費用水準または予算額

独立監査人により提供されるすべてのサービスに関する事前承認の費用水準または予算額は、監査委員会により毎年設定される。これらの水準または予算額を超えるサービスは、監査委員会による個別事前承

認を必要とする。監査委員会は、かかるサービスの事前承認の可否を判断する際に監査および非監査業務の費用の全体的な関係性に留意している。

8. 手続

監査委員会による個別の承認を要しない、独立監査人が提供するサービスに対する依頼または申請は、ファンドの首席財務会計責任者に提出される。かかる依頼または申請には、提供するサービスに関する詳細が記載されるものとする。ファンドの首席財務会計責任者は、かかるサービスが、監査委員会からの包括的事前承認を得たサービスのリストに含まれているか否かを判断する。監査委員会は、独立監査人により提供されたかかるサービスについて適時に連絡を受ける。監査委員会または監査委員会の委員長による個別の承認を必要とするサービスの提供に関する依頼または申請は、ファンドの首席財務会計責任者により監査委員会に提出され、独立監査人との協議後に、かかる依頼または申請が監査人の独立性に関するSEC規則に則しているか否かを議論する。

監査委員会は、独立監査人により提供されたすべてのサービスの履行を監視し、かかるサービスが本監査事前承認方針を遵守しているか否かを判断するため、ファンドの首席財務会計責任者を指名した。ファンドの首席財務会計責任者は、監査委員会に対し、定期的にその監視結果を報告する。ファンドの首席財務会計責任者および経営陣は共に、ファンドの首席財務会計責任者または経営陣のメンバーが認識した本監査事前承認方針の違反につき、速やかに監査委員会の委員長に報告する。

9. 追加要件

監査委員会は、独立監査人の業務監督責任を履行するため、および監査人のファンドからの独立性を確保するために、独立監査人による、PCAOBの倫理および独立性規則第3526号に沿った独立監査人とファンド間の全関係性を詳述する正式な表明書を検討すること、ならびに独立性を確保するための方法および手続について独立監査人と協議すること等の追加措置を、年次で取ることを決定した。

10. 対象事業者

対象事業者には、ファンドに継続的にサービスを提供している、ファンドの投資顧問およびファンドの投資顧問を管理する事業者、またはファンドの投資顧問が管理する事業者、またはファンドの投資顧問と共同管理下にある事業者を含む。ファンドの監査委員会は、2003年5月6日以降に締結された非監査業務契約を初めとして、かかる業務がファンドの運用および財務報告に直接関係している場合には、ファンドのみでなく、対象事業者に提供された非監査業務についても事前承認を行わなければならない。対象事業者には以下を含む。

モルガン・スタンレーのファンド

モルガン・スタンレー・アンド・カンパニーLLC

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・プライベート・リミテッド

モルガン・スタンレー・アセット・アンド・インベストメント・トラスト・マネジメント・カンパニー・
リミテッド

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー

モルガン・スタンレー・サービシズ・カンパニー・インク

モルガン・スタンレー・ディストリビューション・インク

モルガン・スタンレーAIP GP LP

モルガン・スタンレー・アルターナティブ・インベストメント・パートナーズLP

モルガン・スタンレー・スミス・バーニーLLC

モルガン・スタンレー・キャピタル・マネジメントLLC

モルガン・スタンレーのファンドの
共通ガバナンス委員会憲章

2003年7月31日に採用され、
2007年2月20日、2010年6月17日、2012年6月27日および28日、
2013年5月29日、2014年5月28日、2015年6月9日、2016年6月15日
ならびに2017年9月28日に改訂済み

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクおよびモルガン・スタンレーAIP GP LPによる助言を受け、運用されている、登録投資会社（それぞれ、または総称して「ファンド」）（添付書類Aに記載の通りであるが、その時々により改訂される。）の取締役会／理事会（総称して「取締役会」）は、ファンドの取締役会のガバナンス委員会（「ガバナンス委員会」）のために、本憲章を採用し、承認した。⁽¹⁾

1. 構成

ガバナンス委員会は、1名以上の取締役会の理事で構成される。ガバナンス委員会のメンバーは全取締役会により指名されるものとし、ガバナンス委員会の委員長の選任方法もまた全取締役会により指定されるものとする。その時々において、取締役会会長はガバナンス委員会の会合に出席し、投票することができる。委員長またはその指名した者、もしくは委員会のメンバーが指名した者は、ガバナンス委員会の各会合において議題を設定し、議長を務め、またガバナンス委員会に代わって、ガバナンス委員会がその時々決定するその他活動に従事する。

ガバナンス委員会の各委員は独立の取締役または理事であることとする。各人は、(1)ニューヨーク証券取引所上場会社規程第303A.01項および第303A.02項に定義される通り独立しており、(2)1940年投資会社法（改正済）（「1940年法」）第2条(a)(19)に定義される「利害関係人」ではなく、かつ(3)いずれかのファンドまたはその投資顧問あるいは運用会社の関係者から、直接または間接を問わず、コンサルタント

⁽¹⁾ 本共通ガバナンス委員会憲章は各ファンドにより採用されている。明瞭性および簡潔性の目的のみにおいて、本共通ガバナンス委員会憲章は単一のファンド、単一のガバナンス委員会および単一の取締役会が存在するものとして作成されている。「ガバナンス委員会」、「理事」および「取締役会」は、文脈により別途解釈される場合を除き、各ファンドのガバナンス委員会、理事および取締役会を指すものである。ただし、各ファンドのガバナンス委員会、理事および取締役会は、個々に、関連するファンドの最善の利益のために行為する。

ザ・ラテン・アメリカ・デボジタリー・ファンド・インクの取締役会は、2017年9月27日-28日に開催された会議において、ファンドのクローズド・エンド型ファンド委員会に対するガバナンス委員会の責任の分担を承認した。

料、顧問料またはその他報酬（取締役会または取締役会の委員会のメンバーとして従事することに対してファンドから受領する報酬を除く。）を受領していない場合、独立しているとみなされる。かかる独立取締役または理事を、本憲章において「独立理事」と称する。

2. ガバナンス委員会の会合

ガバナンス委員会はファンドの設立文書および本ガバナンス委員会憲章に沿った独自の手続規則を設定することができる。ガバナンス委員会は、その裁量において、ガバナンス委員会がその助言および忠告を求める経営陣その他に対し、その会合（またはその一部）に出席し、ガバナンス委員会が求める適切な情報を提供するよう、求めることができる。

ガバナンス委員会は、定期的に予定された取締役会、およびガバナンス委員会が適切とみなすその他の時々において、年4回以上個別に開催されるものとする。ガバナンス委員会のメンバーは、電話会議またはその他類似の通信機器を用いて出席している全員が相互に聴取できる方法によりガバナンス委員会に出席することができる。

3. 権限

ガバナンス委員会は、本共通ガバナンス委員会憲章に記載された義務および責務を遂行する権限を有する。

4. ガバナンス委員会の目標、義務および責務

ガバナンス委員会の方針および手続は、その義務および責務を遂行する上で、変動する環境または状況への反応または対応を可能にするため、その柔軟性を維持する。ガバナンス委員会の義務および責務は以下の通りである。

a. 取締役の候補者および被指名者

取締役会への選任に係る候補予定者の適性を評価する任務を遂行するため、またニューヨーク証券取引所上場会社規程の第303A.04項および第303A.05項における推薦委員会および報酬委員会として機能するため、さらに独立理事による指名のための候補者推薦のため、ガバナンス委員会は取締役の候補者および被指名者に関して以下の目標および責務を有する。

- i. 理事、投資主またはその他により提示された理事／取締役候補者の適性評価、および
- ii. 投資主による独立理事選任に係る候補者、または場合により取締役会による選任に係る候補者を、独立理事による指名のため、ファンドの設立文書に基づき推薦する

こと。ガバナンス委員会により推薦された者は、ファンドの業務および事業を運営および指図する取締役会の機能を向上させる（該当する場合には、その責務を遂行する、および／またはファンドに適用される法律、規則もしくはニューヨーク証券取引所（「NYSE」）の上場基準で定められた独立要件を充足する取締役会の委員会の機能を向上させることを含む。）ような知識、経験、能力、専門性および多様性を備えているものとする。

b. 委員会メンバーの選定、指名

取締役会の各常任委員会および小委員会のメンバーを選任する任務を遂行するため、ガバナンス委員会は、取締役会の各常任委員会および小委員会のメンバーを選任し、取締役会と協議の上、かかる各委員会および小委員会の委員長を選任することができ、求められる場合には副委員長を選任する。ガバナンス委員会による、委員会または小委員会のメンバーとなりえる人物の評価には、上記「取締役の候補者および被指名者」に記載された事項を、適切であるかまたは関連する範囲において含むものとする。一個人が、取締役会の1つ以上の委員会または小委員会に指名されることがある。

c. コーポレート・ガバナンス

ガバナンス委員会は、ファンドに適用される一連のコーポレート・ガバナンスの原則を策定しおよび取締役会に対して提案し、コーポレート・ガバナンスに係る事項に関して監視しおよび取締役会に対して助言を行い、また取締役会の方針および手続ならびに委員会の方針および手続に関して監理委員会として行為する任務を遂行するため、取締役会のコーポレート・ガバナンスに関して以下の目標および方針を有している。

- i. 以下を含むがこれらに限定されることのない、適用ある法律、規則および上場基準に沿った、ファンドのためのコーポレート・ガバナンスの原則を監視すること。
 - (1) 2002年サーベンス・オクスリー法（改正済）（「SOX法」）およびそれに基づく規則、1940年法ならびにNYSEの独立要件を反映した理事／取締役の適格基準
 - (2) 理事／取締役の職務および責任
 - (3) 理事／取締役の経営陣、および必要かつ適切な場合には、独立アドバイザーへの連絡手段
 - (4) 理事／取締役のオリエンテーションおよび継続した教育
- ii. 取締役会が採用したコーポレート・ガバナンスの原則を、ファンドにとって適切であり、かつSOX法、1940年法およびNYSEの要件に沿うように定期的に見直し、変更が望ましい場合には取締役会に助言すること。
- iii. その時々を生じるコーポレート・ガバナンスに係るその他の事項を検討し、取締役会に適切な助言を行うこと。

d. 定期評価

取締役会および取締役会の委員会の定期評価を監督する任務を遂行するため、ガバナンス委員会は取締役会全体および各委員会の評価を監督することに責任を負う。ガバナンス委員会はこの監督機能を行行使するための手順を確立する。

ガバナンス委員会は、この検討を行う上で、ガバナンス委員会が採用した一連のコーポレート・ガバナンスの原則に基づき、取締役会がその職務の範囲内にあるまたはあるべき事項について適切に対応しているか否かを評価する。ガバナンス委員会は、取締役会のパフォーマンスに関係するとガバナンス委員会が認識する事項に対応する。これには、少なくとも、ファンドの経営陣が取締役に提供した情報および助言の適切性、妥当性および質、ならびに取締役会の会合の回数および長さが、取締役会が徹底的かつ慎重にその任務を完了するために適切であったかを含む。

ガバナンス委員会は、コーポレート・ガバナンスの原則、およびファンドまたは取締役会もしくは委員会の方針または手続に対して推奨する変更等について、評価結果を取締役に報告する。この報告は書面または口頭によることができる。

5. 独立顧問およびアドバイザーを雇用する権限

ガバナンス委員会は、(a)その職務遂行のために必要と判断する場合には、ファンドの独立取締役／理事の顧問となることもできる独立顧問、およびその他アドバイザーを雇用し、(b)独立顧問およびその他アドバイザーの報酬の支払いのために、ガバナンス委員会が判断する適切な資金を提供することをファンドに要求する権限を有する。

6. ガバナンス委員会による暫定的活動

ガバナンス委員会は、その時々において、委員長またはその他指名されたガバナンス委員会のメンバーに対し、ガバナンス委員会または取締役会の次の会合までの間に、ガバナンス関連の事項について暫定的に行為することを委任することができる。ただし、ガバナンス委員会または取締役会が本共通ガバナンス委員会憲章または法律においてかかる行為を要求されていないものとする。さらに、暫定的活動はガバナンス委員会の書面による同意によっても行われることができる。委員長またはその指名した者による、同意または委任によらないその他すべての暫定的活動は、次のガバナンス委員会の会合において、承認のため報告される。

7. 議事録、取締役会への報告

ガバナンス委員会はその会合の議事録を作成せしめ、保管するものとする。ガバナンス委員会はその活動、成果および提案を取締役に報告するものとする。

8. 共通ガバナンス委員会憲章の見直し

ガバナンス委員会は本共通ガバナンス委員会憲章を少なくとも年1回見直し、取締役会に対しあらゆる変更を提案するものとする。本共通ガバナンス委員会憲章は、独立理事の過半数の承認をもって、取締役会によってのみ改訂することができる。

株式会社証券保管振替機構からのお願い

日本における外国株券等保管振替決済制度においては、投資主の権利は平成30年4月6日現在の確定された同制度に基づく実質投資主の指示により、当社が行使しますので、この議決権代理行使勧誘に関する参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権代理行使指図書に議案に対する賛否等を表示して、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

本書は英語による原本（Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc. Notice of Annual Meeting of Stockholders May 9, 2018 および Proxy Statement）の邦抄訳です。英語の原本は下記の場所で閲覧いただくか、郵送にてご送付することも可能です。

<連絡先>

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-782-031